復興だより

平成23年9月29日 No. 2

【編集·発行】

東日本大震災復興対策本部宮城現地対策本部事務局

- ●「就任のご挨拶」
 - 一宮城現地対策本部長·内閣府大臣政務官 郡和子一
- ••••P1

- ●「行政機関の取組み」
 - 一東北財務局、東北厚生局、東北農政局、東北地方整備局一···

··P2~

就任のご挨拶

一宫城現地対策本部長。内閣府大臣政務官 郡和子-



今般、末松前本部長の後任として、東日本大震災復興対 策本部 宮城現地対策本部長に就任いたしました郡和子で ございます。あの3月11日の地震と津波以来、私は地元宮 城出身の議員として、復興に向けて全力を尽くしてまいりま した。この度宮城現地対策本部長・内閣府大臣政務官に任 命され、誠に身の引き締まる思いですが、「ふるさとの再生・ 創生」のために更なる努力を払ってまいりたいと決意を新た に致しました。

復旧・復興への課題はまだ山積みですが、政府では、がれきの撤去、仮設店舗等中小企業の支援、さらにはこの「復興だより」でご紹介しております「沿岸域における海岸堤防高さの設定」など、復興に向けて着実な取組を進めております。 今後とも、3次補正予算の要求、復興特区制度、使い勝手の

よい交付金制度などの具体化に向けた取組を行ってまいります。

一方で、被災自治体におかれましても、これから復興計画の策定のための取組が本格化してくると承知しております。復興を前に進めるためには、関連自治体と政府の密接な連携が不可欠で、その意味でも、この「復興だより」による情報共有の仕組みが、一つの大事な「架け橋」になれば望外の喜びでございます。

ふるさと宮城の復興を更に進めるために、皆様からの引き続きのご指導・ご鞭撻のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

宫城現地対策本部長•内閣府大臣政務官 郡和子

行政機関の取組み

- ◆ 三陸海岸道路のルート決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・東北地方整備局
- ⑤ 宮城県沿岸域における海岸堤防高さの設定について ・・・・・・東北地方整備局

● 国有地の活用に関する窓口一元化について

-東北財務局-

被災地域のまちづくりにおいて、東北財務局や各省各庁が所管する国有地を活用していくことが想定されます。その手続きの迅速化を図るため、現地対策本部の指示を踏まえ、東北財務局を国の窓口として一元化し、円滑な調整を実施することとしました。

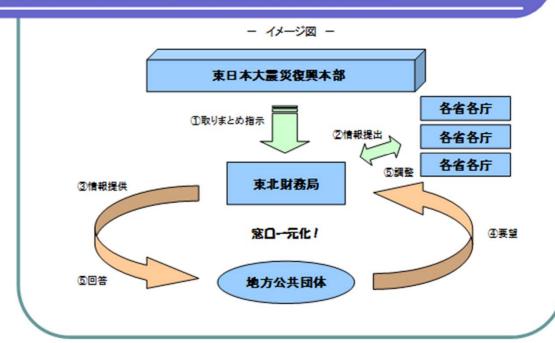
具体的には、次のような取組みを行います。

- ① 各省各庁財産の情報を地方公共団体へ一元的に提供します。
- ② 相談窓口を東北財務局に一元化します。
- ③ 国有地の位置関係をわかるようにするため、リストとともに図面も提供します。
- ④ まちづくりの実施主体と各省各庁との連絡調整を東北財務局が行います。

東北財務局では、各省各庁財産リスト(図面を含む)のとりまとめを終えたところであり、今後、 地方公共団体へ情報提供させていただき、地方公共団体の要望を踏まえ、国有地が被災地域 のまちづくりに役立つよう、地方公共団体と各省各庁との調整に努めます。

国有地の活用に関する窓口一元化

・国有地を活用した被災地域の街づくりにあたって、窓口を一元化し、円滑な調整を実施する。 ※国有地は各省各庁が所管し、かつ、一般会計・特別会計に分かれており、管理者が異なる。



【問い合わせ先】

東北財務局管財部国有財産調整官(電話番号 代表 022-263-1111)

丹野国有財産総括専門官(内線3128)E-mail: tadahiro.tanno@th.lfb-mof.go.jp 武内国有財産管理官 (内線3110)E-mail: osamu.takeuchi@th.lfb-mof.go.jp

2 仮設住宅へのサポート体制について

一東北厚生局-

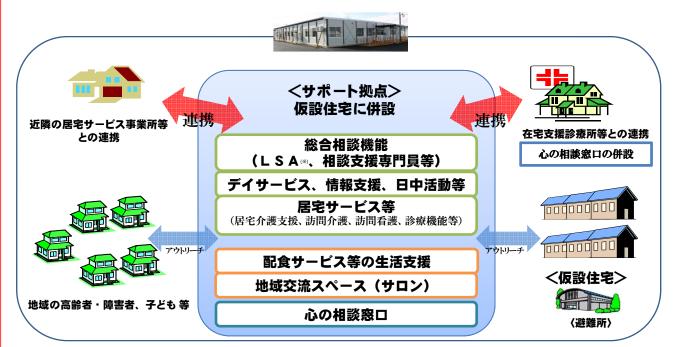
〇 概要

応急仮設住宅は、被災者の方々の保護と一刻も早い生活の安定を図るため、災害救助法に基づいて国と地方公共団体が提供する住居であり、今回の東日本大震災に当たって、岩手・宮城・福島3県で約5万件が完成しています。

厚生労働省では、入居者の方が安心して生活できるようサポート拠点を併設し、相談や生活支援等のサービスを適切に提供する体制を整備するための支援を行っています。

サポート拠点は、コミュニティの場として、あるいは介護や障害者福祉、子育て等のサービス支援の拠点として活用されることが期待されており、岩手20か所、宮城43か所、福島16か所の設置(他に9か所を検討中)が予定されています。

仮設住宅へのサポート体制イメージ



※ LSA:ライフサポートアドバイザー = 住民からの様々な相談を受け止め、軽微な生活援助のほか、専門相談や具体的なサービス、心のケア等につなぐなどの業務を行う者

≪サポート拠点の一例:里の杜サポートセンターの活動≫

7月1日、県内初の仮設住宅サポートセンターとして、岩沼市総合福祉センター内に 『里の杜サポートセンター』が開設しました。

センターでは、孤独死を防ぐための心のケアや日常の生活相談、仮設住宅内でのコミュニティづくりなどの活動を行い、仮設住宅に住む方々が安心して生活が送れるようサポートしています。



コミュニティづくりのため区長さんと相談中



熱中症対策で、仮設住宅敷地内に打ち水を行いました

③ 農業・農村の復興マスタープランについて (8月26日 農林水産省 策定) - 東北農政局—

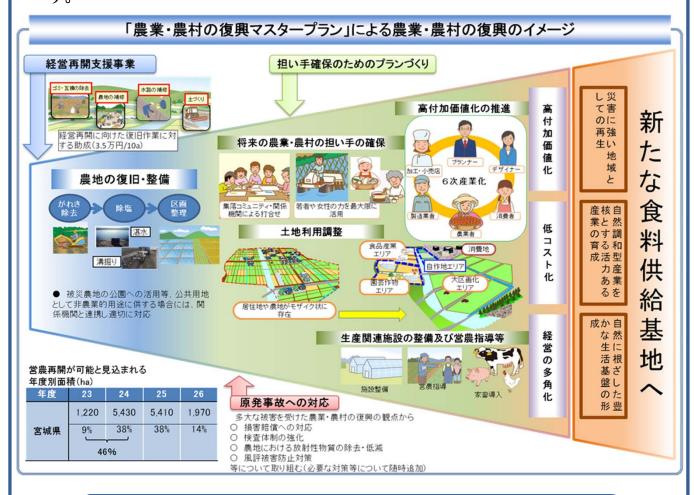
1. 農林水産省は、「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日)」に示された農業・農村の復興の方向性を進化させ具体化することを目的として、「農業・農村の復興マスタープラン」を策定しました。

このマスタープランは、農地の復旧スケジュールと復旧までに必要な措置を明確化(おおむね、3年間で復旧)し、県及び市町村が農業・農村の復興を進める際の指針として役立てていただき、東北を新たな食料供給基地として復興させることを目指しています。

2. 東北農政局では、現在(9~10月)、このマスタープランの県及び関係市町村への説明会を開催しているところです。

被災農地について農業の基幹的施設である排水機場や堤防の応急・復旧を早急に実施し、がれき・ヘドロの除去、除塩対策に取り組んでいます。また、被災農家の経営再開にも支援を行っています。

引き続き、東北を日本全国のモデルとなるような食料供給基地として再生するため、 担い手の確保や農地の利用集積・大区画化、農業の高付加価値化等に取り組んでいきま す。



詳細については、農林水産省のホームページをご覧下さい。http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/higai_taio/master_plan.html

● 三陸沿岸道路のルート決定について

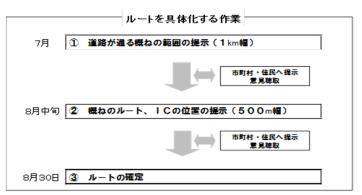
—東北地方整備局–

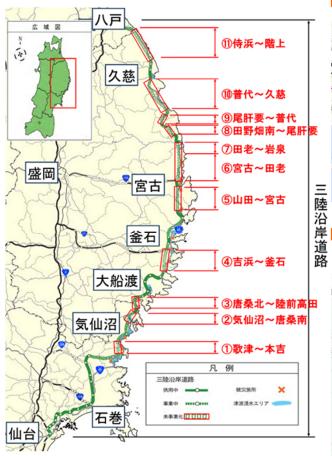
1. 三陸沿岸道路の概要

三陸沿岸道路とは、三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸久慈自動車道からなり、宮城県仙台市から岩手県三陸沿岸部を経て青森県八戸に至る総延長約360kmの道路の総称です。東日本大震災においてその開通区間が避難、救援に大きな役割を果たす「命の道」として機能したことから、復興構想会議にて「地域経済活動を支える基盤の強化として、三陸縦貫自動車道の緊急整備」が提言されました。こういった背景により、三陸沿岸地域の復興のためのリーディングプロジェクトとして、早期の全線整備に向けて動き出したところです。

2. ルート決定までの流れ

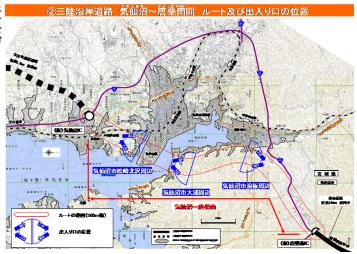
平成23年7月に津波浸水区域の極力 回避や国道45号へのアクセス考慮を 基本とした道路が通る概ねの範囲 (1km幅)を提示しました。その後、 市町村や住民の方々の意見を踏まえ ながら範囲の絞り込みを行い、平成 23年8月30日にルートを決定しました。







【決定したルート:①歌津~本吉間】



【決定したルート:②気仙沼~唐桑南間】

* その他の区間については、東北地方整備局のHPに掲載されています。 http://www.thr.mlit.go.jp/から「東日本大震災 関連情報」のバナーをクリック。

⑤ 宮城県沿岸域における海岸堤防高さの設定について ー東北地方整備局ー

東日本大震災により甚大な被害を受けた宮城県沿岸域の一日も早い復興に向け、海岸堤防の復旧が喫緊の課題になっています。宮城県沿岸域の海岸堤防の復旧にあたっては、海岸を所管・整備する関係機関の連携が重要かつ不可欠なため、宮城県及び関係省庁で復旧の基本的な考え方の確認や具体的な堤防高さの調整等を進めてきました。

9月9日には、宮城県及び関係省庁からなる「宮城県沿岸域現地連絡調整会議」を開催し、本会議で提示された新計画堤防高を基本として、沿岸市町で進めるまちづくりの検討と連携しながら海岸堤防等の整備を進めることを関係機関で確認しました。



【宮城県沿岸域現地連絡調整会議(9月9日)】

海岸堤防の復旧の基本的な考え方としては、所管省庁によらず全ての海岸で同じ考え方 (設定基準)により、一定の安全水準を確保することとしています。

<海岸堤防の復旧に係る基本的考え方>

「頻度の高い津波」と「最大クラスの津波」

- ■「頻度の高い津波」に対しては、海岸堤防により、人命・財産や種々の産業・経済活動、国土を守ることが目標。
- 1000年に1度と言われる今回のような「最大クラスの津波」に対しては、住民の避難を軸に、土地利用、避難施設の整備などソフト・ハードを総動員する「多重防御」の考え方で減災。

類度の高い津波

- 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高い(数十年~百数十年)
- 住民の生命を守ることに加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化などの観点から、引き続き、比較的頻度の高い津波に対して海岸堤防の整備を進めることが必要

最大クラスの津波

- 発生頻度は極めて低い
- 施設整備に必要な費用や、海岸の環境や利用に及ぼす影響などの観点から、整備の対象とする津波高さを大幅に高くすることは非現実的
- 住民の生命を守ることを最優先として、住民の避難を軸に、 土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせ
- 海岸堤防については、施設に過度に依存した防災対策には限界があることを認識しつつ、低頻度ではあるが大規模な外力に対しても粘り強さを発揮する構造を検討

新しい発想による津波防災まちづくり

- 地域ごとの特性を踏まえ、ハード・ ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、 総動員させる「多重防御」の発想に よる津波防災・減災対策
- 従来の、海岸堤防の「線」による 防御から、「面」の発想により、河 川、道路や、土地利用規制等を組 み合わせたまちづくりの中での津 波防災・減災対策
- * 9月9日の会議資料は、東北地方整備局のHPに掲載されています。 http://www.thr.mlit.go.jp/ から「東日本大震災 関連情報」のバナーをクリック。

事務局からのお知らせ

- 宮城現地対策本部事務局の動き9月12日 宮城現地対策本部会合(第3回)開催
- 事務局の移転
 - 9月1日(木)から、以下の住所地に移転しました。

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎7階 TEL:022-266-2164 FAX:022-266-2165